4月12日告示 4月17日投開票 長島町長・町議会議員選挙

長島町選挙管理委員会は、12月定例会において任期満了に伴う長島町長選挙と長島町議会議員選挙の日程を4月12日(火)告示、17日(日)投開票と決定しました。同議会議員定数は14人です。

両選挙の立候補予定者説明会や立候補の届け出、投票日程などは次のとおりです。

明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすい君」

問い合わせ先
長島町選挙管理委員会
☎(86)1111[直通]

立候補予定者説明会

日時	3月7日(月) 午後1時30分～
会場	町開発総合センター

立候補の届け出

日時	4月12日(火) 午前8時30分～午後5時
会場	町開発総合センター

投票

日時	4月17日(日) 獅子島地区は16日(土)※1日繰上投票 午前7時～午後7時
会場	町内26カ所 ※投票所入場券に記載

期日前投票

日時	4月13日(水)～16日(土) 獅子島地区は15日(金)まで 午前8時30分～午後8時
会場	役場本所・指江支所

※町の選挙人名簿登録者数は8,305人(男3,993人、女4,312人)です。※令和3年12月1日現在

政治家の寄付は禁止 有権者が寄付を求めることも禁止

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることは公職選挙法により禁止されています。寄付禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄付禁止の対象例

広報誌「総務省」(令和3年12月号)から

次の①から⑥までの行為は禁止されています。

①政治家の寄付の禁止
政治家が選挙区内にある者に対して寄付をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
政治家以外の者が政治家の名義の寄付をすることも罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止
政治家に対して寄付をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。
政治家名義の寄付を求めることも禁止されており、威迫(いはく)して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄付の禁止
政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄付をすることは禁止されており、選挙に関して寄付をすると処罰されます。

④政治家の後援団体の寄付の禁止
政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄付以外の寄付をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

⑤政治家の氏名などを冠した団体の寄付の禁止
政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄付をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

⑥請負などの契約の当事者の寄付の禁止
国、地方公共団体と請負そのほか特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄付をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄付を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【そのほか、禁止されている行為】
○政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状を出すことは禁止されています。
○政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。